

令和 4 年

市議会 6 月定例会議案

知立市

令和 4 年市議会 6 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
土 開	報告第 4 号	令和 3 年度知立市土地開発公社決算について
企画等	報告第 5 号	繰越明許費繰越計算書について（令和 3 年度知立市一般会計）
総 務	同意第 3 号	知立市固定資産評価審査委員会委員の選任について
協 働	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
総 務	議案第 5 0 号	知立市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び知立市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
税 務	議案第 5 1 号	知立市税条例等の一部を改正する条例
税 務	議案第 5 2 号	知立市都市計画税条例の一部を改正する条例
経 済	議案第 5 3 号	知立市観光交流センター条例
	議案第 5 4 号	令和 4 年度知立市一般会計補正予算（第 4 号）

報告第 4 号

令和 3 年度知立市土地開発公社決算について

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

報告第 5 号

繰越明許費繰越計算書について（令和 3 年度知立市一般会計）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定に基づき翌年度に繰り越した繰越明許費の金額を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

令和３年度知立市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
２ 総務費	１ 総務管理費	基幹系システム運用事業	7,700,000	6,160,000		4,592,000			1,568,000
２ 総務費	１ 総務管理費	契約検査管理事務事業	17,611,000	17,611,000					17,611,000
３ 民生費	１ 社会福祉費	臨時特別給付金給付事業	1,031,869,000	131,784,000		131,784,000			
３ 民生費	２ 児童福祉費	子育て特別給付金給付事業	6,012,000	6,012,000		6,012,000			
６ 農林水産業費	１ 農業費	農業委員会運営事業	80,000	62,000		62,000			
８ 土木費	２ 道路橋梁費	幹線市道路面緊急補修事業	59,000,000	59,000,000		26,750,000	26,700,000		5,550,000

令和3年度知立市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	4 都市計画費	八橋東西線整備事業	22,940,000	22,940,000		9,204,000	7,300,000		6,436,000
8 土木費	4 都市計画費	花園里線整備事業	18,760,000	18,760,000		6,960,000	3,500,000		8,300,000
8 土木費	4 都市計画費	知立駅周辺土地 画整理事業	102,400,000	89,585,000		52,215,000	15,500,000		21,870,000
10 教育費	2 小学校費	小学校保全事業	233,386,000	233,386,000		80,261,000	85,300,000		67,825,000
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	12,489,000	12,489,000					12,489,000
10 教育費	3 中学校費	中学校保全事業	176,447,000	176,447,000		60,534,000	35,600,000		80,313,000

令和3年度知立市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	5 社会教育費	文化会館改修事業	8,987,000	5,527,000					5,527,000
10 教育費	5 社会教育費	市史編さん事業	5,663,000	5,663,000					5,663,000
10 教育費	6 保健体育費	学校給食センター 施設整備事業	11,000,000	11,000,000					11,000,000

同意第 3 号

知立市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を知立市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 4 年 6 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

柴 田 勝 正

生年月日

[REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 4 年 6 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

鈴木 修 介

生年月日

[REDACTED]

議案第 5 0 号

知立市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び知立市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び知立市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(知立市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 知立市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成 6 年知立市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号ア中「1 万 5, 8 0 0 円」を「1 万 6, 1 0 0 円」に改め、同号イ中「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

第 5 条中「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、「3 1 万 5 0 0 円」を「3 1 万 6, 2 5 0 円」に改める。

(知立市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 知立市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成 2 0 年知立市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の知立市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び知立市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 5 1 号

知立市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

知立市長 林 郁 夫

知立市税条例等の一部を改正する条例

(知立市税条例の一部改正)

第 1 条 知立市税条例（昭和 4 5 年知立市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条の 4 第 1 項中「交付」の次に「（法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第 3 2 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 5 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 2 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 5 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 3 条の 7 第 1 項第 5 号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 0 年政令第 1 5 5 号）附則第 1 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 2 1 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第 3 3 条の 9 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額

申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第35条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第35条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「であって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第46条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第58条の2第3項中「第1項の規定により固定資産税の」を「第1項又は第2項の規定による」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定により固定資産税の」を「前2項の規定による」に改め、「者は、」の次に「第

1 項の規定による不均一課税を受けようとする場合にあっては」を、「年の」の次に「、前項の規定による不均一課税を受けようとする場合にあっては最後に法附則第 15 条の 8 第 1 項の規定により固定資産税額の減額を受けた年度の」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 都市再開発法第 138 条第 1 項に規定する耐火建築物に該当する家屋が法附則第 15 条の 8 第 1 項の規定の適用を受ける場合における当該家屋（令附則第 12 条第 8 項に規定する部分を除く。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の税率は、前条の規定にかかわらず、最後に法附則第 15 条の 8 第 1 項の規定により固定資産税額の減額を受けた年度の翌年度から 5 年度分に限り、100 分の 1.16（当該家屋が都市再開発法第 2 条第 1 号に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合においては、100 分の 1.05）とする。

第 58 条の 3 第 4 項中「前条第 2 項各号」を「前条第 3 項各号」に改める。

第 67 条の 2 中「の閲覧の手数料は、知立市手数料条例（昭和 45 年知立市条例第 56 号。以下「手数料条例」という。）」を「（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第 382 条の 4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料は、手数料条例」に改める。

第 67 条の 3 中「の交付手数料」を「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「令和 15 年度」を「令和 20 年度」に、「令和 3 年」を「令和 7 年」に改める。

附則第 10 条の 2 第 2 項中「4 分の 3」を「5 分の 4」に改め、同条第 3 項中「附則第 15 条第 16 項」を「附則第 15 条第 15 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 23 項」を「附則第 15 条第 22 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 24 項第 3 号」を「附則第 15 条第 23 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 27

項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号イ」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ロ」に改め、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ハ」に改め、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ニ」に改め、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号イ」に改め、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ロ」に改め、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ハ」に改め、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号イ」に改め、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ロ」に改め、同条第 1 9 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ハ」に改め、同条第 2 0 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項」を「附則第 1 5 条第 2 9 項」に改め、同条第 2 1 項中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改め、同条第 2 2 項中「附則第 1 5 条第 3 5 項」を「附則第 1 5 条第 3 4 項」に改め、同条第 2 3 項中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 3 9 項」に改め、同条第 2 4 項中「附則第 1 5 条第 4 6 項」を「附則第 1 5 条第 4 3 項」に改め、同条中第 2 6 項を第 2 7 項とし、第 2 5 項を第 2 6 項とし、第 2 4 項の次に次の 1 項を加える。

2 5 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 1 0 条の 3 第 9 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 1 1 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 1 6 条の 3 第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」を「又は第 37 条の 8」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 35 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 35 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第 25 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第 26 条を削る。

（知立市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 知立市税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年知立市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち知立市税条例第 35 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中知立市税条例第 35 条の 3 の 2 の見出し及び同条第 1 項並びに第 35 条の 3 の 3 の見出し及び同条第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、第 17 条の 2 第 3 項及び第 25 条の改正規定並びに同条例附則第 26 条を削る改正規定並びに第 2 条並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定
令和 5 年 1 月 1 日

(2) 第1条中知立市税条例第32条第4項及び第6項、第33条の9第1項及び第2項、第35条の2第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中知立市税条例第20条の4第1項の改正規定、同条例第67条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第67条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の知立市税条例第20条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の知立市税条例（以下「新条例」という。）第35条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第35条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第2条の規定による改正前の知立市税条例（次項において「旧条例」という。）第35条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の知立市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の知立市税条例第67条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の知立市税条例第67条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正等に伴い必要があるからである。

議案第 5 2 号

知立市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市都市計画税条例の一部を改正する条例

知立市都市計画税条例（昭和 4 5 年知立市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 1 6 項」を「附則第 1 5 条第 1 5 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 5 項」を「附則第 1 5 条第 3 4 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 3 9 項」に改める。

附則第 1 9 項を附則第 2 0 項とする。

附則第 1 8 項中「第 1 5 項から第 1 9 項まで、第 2 1 項、第 2 2 項、第 2 6 項、第 2 9 項、第 3 3 項から第 3 5 項まで、第 3 7 項から第 3 9 項まで、第 4 2 項若しくは第 4 3 項」を「第 1 4 項から第 1 8 項まで、第 2 0 項、第 2 1 項、第 2 5 項、第 2 8 項、第 3 2 項から第 3 6 項まで、第 3 9 項、第 4 0 項若しくは第 4 4 項」に改め、同項を附則第 1 9 項とする。

附則第 1 7 項中「附則第 7 項及び第 9 項」を「附則第 8 項及び第 1 0 項」に、「附則第 7 項及び第 1 0 項」を「附則第 8 項及び第 1 1 項」に、「第 1 0 項及び第 1 1 項」を「第 9 項、第 1 1 項及び第 1 2 項」に、「附則第 1 0 項から第 1 2 項まで」を「附則第 1 1 項から第 1 3 項まで」に、「附則第 1 2 項の「農地」を「附則

第 13 項の「農地」に、「附則第 12 項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に、「附則第 13 項から第 15 項まで」を「附則第 14 項から第 16 項まで」に、「附則第 14 項」を「附則第 15 項」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附則中第 16 項を第 17 項とし、附則第 12 項から第 15 項を 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 11 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 10 項とし、附則中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 4 4 項の条例で定める割合）

6 法附則第 15 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の知立市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 53 号

知立市観光交流センター条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市観光交流センター条例

知立市観光交流センター条例（平成 30 年知立市条例第 13 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 の規定に基づき、知立市観光交流センター（以下「観光交流センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市の歴史、文化その他の観光に関する情報（以下「観光情報」という。）を提供するとともに、広く観光客と市民との交流を促進し、もって観光振興及び地域活性化に寄与するため、観光交流センターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 知立市観光交流センター

（2）位置 知立市中町中 128 番地

（事業）

第 3 条 観光交流センターは、次に掲げる事業を行う。

（1）観光情報の収集及び提供に関する事業

（2）観光の振興に関する事業

（3）地域特産物、市刊行物、その他物品を展示し、又は販売する事業

（4）観光客と市民との交流の促進に関する事業

（5）その他観光交流センターの設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、観光交流センターの管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 前条各号に規定する事業の実施に関する業務

(2) 観光交流センターの維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、観光交流センターの設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第5条 観光交流センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 観光交流センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日及び水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。）に当たるときを除く。）

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館時間及び休館日を変更することができる。

(利用の拒否等)

第6条 指定管理者は、観光交流センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を拒否し、又は制限することができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) その他観光交流センターの施設の管理上又は事業の運営上支障があると認めるとき。

(利用者の義務)

第7条 利用者は、観光交流センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに指定管理者の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第8条 利用者は、故意又は過失によって施設又は設備を損傷し、又は滅失した場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、知立市観光交流センターの管理を指定管理者に行わせるため必要があるからである。

